

平成19年第2回定例会 壱岐市議会 会議録 (第2日)

議事日程 (第2号)

平成19年6月12日 午前10時00分開議

日程第1	発議第6号	壱岐市議会委員会条例の一部改正について	提出者 説明 原案のとおり可決
日程第2	承認第1号	壱岐市税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	質疑、委員会付託省略承認
日程第3	承認第2号	壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	質疑、委員会付託省略承認
日程第4	承認第3号	平成18年度壱岐市一般会計補正予算(第9号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	質疑、委員会付託省略承認
日程第5	承認第4号	平成18年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	質疑、委員会付託省略承認
日程第6	承認第5号	平成18年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第5号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	質疑、委員会付託省略承認
日程第7	承認第6号	平成18年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第3号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	質疑、委員会付託省略承認
日程第8	報告第2号	平成18年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	質疑、報告済
日程第9	報告第3号	平成18年度壱岐市介護保険事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	質疑、報告済
日程第10	報告第4号	平成18年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	質疑、報告済
日程第11	報告第5号	平成18年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	質疑、報告済
日程第12	報告第6号	平成18年度壱岐市水道事業会計予算の繰越計算書の報告について	質疑、報告済
日程第13	議案第53号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	質疑、総務文教常任委員会付託
日程第14	議案第54号	壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について	質疑、総務文教常任委員会付託
日程第15	議案第55号	平成19年度壱岐市一般会計補正予算(第1号)	質疑、予算特別委員会付託

日程第16	議案第56号	平成19年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	質疑、 厚生常任委員会付託
日程第17	議案第57号	平成19年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	質疑、 厚生常任委員会付託
日程第18	議案第58号	平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	質疑、 産業建設常任委員会付託
日程第19	議案第59号	平成19年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	質疑、 産業建設常任委員会付託
日程第20	議案第60号	平成19年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算(第1号)	質疑、 産業建設常任委員会付託
日程第21	議案第61号	過疎地域自立促進計画(変更)の策定について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第22	議案第62号	沼津A辺地、石田辺地、印通寺辺地、武生水B辺地(変更)、武生水C辺地(変更)及び本宮辺地(変更)に係る総合整備計画の策定について	質疑、 総務文教常任委員会付託
日程第23	議案第63号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	質疑、 産業建設常任委員会付託
日程第24	陳情第3号	最低賃金の引き上げに関する陳情	総務文教常任委員会付託

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

出席議員(24名)

1番 音嶋 正吾君	2番 町田 光浩君
3番 小金丸益明君	4番 深見 義輝君
5番 坂本 拓史君	6番 町田 正一君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 坂口健好志君	12番 中村出征雄君
13番 鵜瀬 和博君	15番 馬場 忠裕君
16番 久間 進君	18番 久間 初子君
19番 倉元 強弘君	20番 瀬戸口和幸君
21番 市山 繁君	22番 近藤 団一君
23番 牧永 護君	24番 赤木 英機君
25番 小園 寛昭君	26番 深見 忠生君

欠席議員（2名）

14番 中田 恭一君

17番 大久保洪昭君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 加藤 弘安君
事務局係長 瀬口 卓也君 事務局書記 松永 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長	長田 徹君	副市長	澤木 満義君
収入役	布川 昌敏君	教育長	須藤 正人君
総務部長	久田 賢一君	市民部長	山本 善勝君
保健環境部長	小山田省三君	産業経済部長	西村 善明君
建設部長	中原 康壽君	勝本支所長	米本 実君
芦辺支所長	山口浩太郎君	石田支所長	瀬戸口幸孝君
消防本部消防長	山川 明君	教育次長	久田 昭生君
病院管理部長	山内 義夫君	総務課長	堤 賢治君
財政課長	牧山 清明君		

午前10時00分開議

○議長（深見 忠生君） 皆さん、おはようございます。

中田恭一議員、大久保洪昭議員から欠席の届出があっております。

ただいまの出席議員は24名であり、定足数に達しております。

これより議事日程第2号により本日の会議を開きます。

報告いたします。

本日までに陳情1件、要望1件を受理しております。その写しをお手元に配付しておりますが、うち、陳情1件については議事日程に上げております。

議事に入ります前に、執行部より発言の申し出があっております。小山田保健環境部長。

○保健環境部長（小山田省三君） おはようございます。議案第56号平成19年度国民健康保険事業特別会計補正予算書（第1号）の中に誤りがございました。お手元の方に資料を差し上げて

おります。内容は、7ページ及び10ページでございまして、補正額の財源内訳中、国・県支出金が250万円入っております。そのため960万円を国・県支出金250万円、その他716万円、10ページも同様に訂正をさせていただきたいと思っております。おわびして訂正をいたします。どうも申しわけございませんでした。

日程第1. 発議第6号

○議長（深見 忠生君） 日程第1、発議第6号壱岐市議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

提出議員の説明を求めます。19番、倉元強弘議員。

〔提出議員（倉元 強弘君） 登壇〕

○議員（19番 倉元 強弘君） ただいま議題となりました発議第6号壱岐市議会委員会条例の一部改正についてを御説明いたします。

地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により、中田議員、近藤議員の賛成を得て提案をいたします。

議案理由は、壱岐市行政組織の改正に伴い、常任委員会の所管事務を改正する必要があります。

改正の内容は、今年1月1日付で壱岐市行政組織のうち旧市民生活部が市民部と保健環境部に分かれ、また、総務部にあつては税務課が市民部へ異動いたしました。総務文教委員会と厚生委員会の協議により、税務課に関する事務は従来どおり総務文教常任委員会の所管事務とすることに決定いたしましたので、壱岐市議会委員会条例の総務文教常任委員会の所管事務に「市民部税務課」を加え、また、厚生常任委員会の所管事務の「市民生活部」を、「市民部（税務課を除く）」と「保健環境部」に、また、「壱岐公立病院」を「壱岐市民病院」に変更するものです。

壱岐市議会委員会条例の一部を改正する条例は次のとおりであります。

第2条第1号は、総務文教常任委員会の所管に関する事項で、「総務部、」の次に「市民部税務課」を加える。同2号は、厚生常任委員会の所管に関する事項で、「市民生活部、壱岐公立病院」を「市民部（税務課を除く）、壱岐市民病院」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行するをいたしております。

以上です。

〔提出議員（倉元 強弘君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これから発議第6号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、発議第6号についての質疑を終わります。

お諮りします。発議第6号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略した

いと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第6号壱岐市議会委員会条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、発議第6号壱岐市議会委員会条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第2. 承認第1号～日程第7. 承認第6号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第2、承認第1号壱岐市税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについてから日程第7、承認第6号平成18年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについてまでの6件を一括議題とし、これから各議案に対する質疑を行います。

初めに、承認第1号壱岐市税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、承認第1号についての質疑を終わります。

次に、承認第2号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、中村出征雄議員。

○議員（12番 中村出征雄君） 1点だけ御質問をいたします。

専決処分については、地方自治法の規定によって、それぞれ4つの場合が許されております。むやみに専決処分は、私はすべきでないと思っております。健康保険税については専決処分ではなくて、目的税であるので遡及適用もできると理解をしておりますが、今回の場合は、もちろん国の限度額の53万円から56万円ということで国の規則で定められたものですから、この点については必要ないかと思いますが、もし同じように税率の改定等と一緒にあれば、私は当然専決ではない方法で議決をもらう必要があるかと思いますが、一応その点について御見解を求めた

いと思います。

以上です。

○議長（深見 忠生君） 山本市民部長。

○市民部長（山本 善勝君） お答えをします。

中村議員の仰せのとおり遡及適用ができます。今回は議会を招集するいとまがなかったということで専決処分をさせていただいております。今後はできるだけ専決処分ではなく議案の提案という形で御承認を求めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（深見 忠生君） 以上で通告による質疑を終わります。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑がありませんので、承認第2号についての質疑を終わります。

次に、承認第3号平成18年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、中村出征雄議員。

○議員（12番 中村出征雄君） 御質問をいたしたいと思います。

まず、第1点目は、19ページの13款の使用料及び手数料、1項の使用料、1節の農業使用料について、今回438万2,000円、そして、また、2節の観光使用料で150万円の減額となっておりますが、それぞれの施設の入場者の計画人員と実績について、もし、わかればお尋ねをいたします。

それから、同じページで、14款の1目の民生費国庫補助金、3節の児童福祉費補助金1,276万8,000円、内容としましては次世代育成支援対策補助金の内容になっておりますが、歳出の方には、これに関連するのが載っておりませんが、若干内容について御説明をいただければと思っております。

同じく19ページの12款分担金及び負担金、3目の災害復旧費分担金651万1,000円についてであります。これは多分、議案説明の中でも激甚災害適用の国庫補助の引き上げと思えます。事業費に対して受益者の負担の比率が激甚災害になったためにどのように変わったのか、この点についても御説明をいただきたいと思えます。

以上、以上3点についてお尋ねをいたします。

○議長（深見 忠生君） 西村産業経済部長。

○産業経済部長（西村 善明君） 13款の使用料及び手数料について御説明をいたします。

まず、「出会いの村」でございますけれども、これは、予算編成をする場合は、いわゆる前年度の金額と同額で予算措置をいたしております。しかしながら、実際の計画の人数というのは出ておりませんが、実際に宿泊をいたしました数値といいますのは、宿泊施設、コテージ、

キャンプ場等々ございますが、17年度で4,144人、それから、18年度で3,887人でございます。

それから、訪れた人数でございますけれども、「猿岩物産館」の方に聞きますと、平成17年度で定期観光が2,523人、修学旅行のバスが101台、一般の小型バスから大型バスまで1,593台、18年度でございますけれども、定期観光で2,062人、修学旅行が90台、一般の大中小のバスで1,574台入っております。

それから、次の「風民の郷」でございますが、使用料金のいわゆる金額につきましては前年度並みで掲載をいたしております。ただ、ここでの施設の使用の実績でございますけれども、ここは目標人数を立てておりまして、目標が1万410人、平成17年度が1万284人で98.8%、18年度が9,956人で95.6%というふうになっております。

続きまして、「イルカパーク」でございますが、ピークが平成10年の7万4,755人で、現在はその4割近く2万9,600人というのが平成18年度の入園者でございます。これにつきましては前年度実績によりましてその見込みより算出をして、前年比90%という月額で予算化をいたしております。ただ、今の中では年々減少の傾向にあるというのは事実でございます。

続きまして、その上でございますが、12款分担金・負担金、災害復旧分担金の件でございますが、今回の分につきましては、4月に3件、7月に198件の災害が起こっております。そのうち198件の7月の分につきましては激甚の指定をいただいております。それにつきましては95%が補助で5%が分担金というふうになっております。それから、4月の3件につきましては分担金が10%ということございまして、いわゆる当初、農地災害の場合は受益者負担金は10%以内となっておりますので、予算措置する場合は10%で予算化いたしておりますので、査定後95%ということになっておりまして地元負担金5%というような形で対応いたしております。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） 山本市民部長。

○市民部長（山本 善勝君） 中村議員の御質問にお答えします。

19ページの次世代育成支援対策補助金の内容について御質問がっておりますが、これまでへき地保育所運営費補助金として補助金、国3分の1、県3分の1で交付されておりましたが、補助金が廃止となり、新たに事業として各種の子育て支援事業を推進する事業に交付金として国庫補助が支給されることとなったものであります。

交付金の対象でございますが、特定事業とその他事業があります。壱岐としての取り組みはその他事業として、平成18年度はへき地保育所6カ所と虐待ネットワーク事業、母子保健事業が対象になるということで、既定の予算をそのまま歳出を対象に上げさせております。そういった

関係で歳出は新たには組んでおりません。

以上が主な内容でございます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（深見 忠生君） 次に、6番、町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） 中村議員の質問と一部重複する部分があるんですが、3月議会で当時の久田財政課長が専決処分の了解を得られたんですが、そのときの理由が地方債と地方譲与税の額が一部決定していないので3月30日付で専決処分の了解を求めたいと言われたんですが、この一般会計補正予算を見ると、需用費の減とか委託料の減とか、基本的には3月の、本来、専決処分については地方自治法の179条で非常に厳しい枠を決められておるわけです。これの中身を見たら余りにも安易に専決処分が行われているんじゃないかという気がするんですが、この補正予算の中身について、今、総務部長ですけれども、本来3月の議会、予算書に載せとかないかん部分が相当数あるんじゃないかと私は考えるわけですが、それについて総務部長は、この項目についてすべて、「いや、もう間に合わなかったんだ」と本当に言えるのかどうか、ちょっとその点だけお尋ねしたいとですけど。

○議長（深見 忠生君） 久田総務部長。

○総務部長（久田 賢一君） 町田議員の質問にお答えいたします。

3月の定例会の折に地方譲与税とか地方交付税等の額が一部決定が来ていないということで専決のお願いをいたしたところでございますが、その地方譲与税とか地方交付税、それから地方債等の一般財源でございますが、これにつきましての交付の決定日が3月30日付でございます。そういうことで、これらについては3月の末で専決をさせていただいておりますし、また、国、県の補助金等につきましても当然事業費の確定、事業費の変更などによりまして、その交付の決定が3月の末になっておりまして、これらの特定財源につきましても3月末で専決をさせていただいております。それに伴いまして一般財源分については最初の補正はございませんけれども、特定財源の国、県の補助金等につきましても当然関連のある歳出につきましては歳出予算の補正をさせていただいておりますというところでございます。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） 町田議員。

○議員（6番 町田 正一君） 多分、財政調整基金の積立金増とかそういうのはわかるんですよ。国の補助額、そういうのは3月30日付で補助額が決定したら当然それに伴って変更があるだろうと。あるいは一部どうしても予算の最後の締めですから、少し余った分とか足らん分とかの多少の増減とかそういうのはわかるんですけども、例えば市単独で、例えば33ページのイルカ飼育管理委託料減557万円とかですね、抜き出して幾つか、例えば35ページの公用車購入費減とか動物購入費減とかですね、こんなものは専決処分に値するかどうかですね。僕はこの辺等

は値してないんじゃないかと。これは地方債とか地方譲与税とか全く関係ない予算なんで、当然3月の予算に載せるべきだと、当然3月の議会で、専決じゃなくて議会の可決をもってせにやいかんだろうと思うんですけども、それ以外にもまだ需用費とか委託料の減とかいうのがいっぱいあります。この点についてはどうですが、総務部長。

○議長（深見 忠生君） 久田総務部長。

○総務部長（久田 賢一君） 確かに、議員の言われるように基本的には3月の定例会で補正するものだというふうに思っておりますが、ただ、事業等の確定がどうしても3月の補正予算、当然1月の末、2月ぐらいに締め切り等をいたします関係で事業費がどうしても確定しない部分がございます、こうして不用額が多額に出ますので、3月末で専決をさせていただいておるところでございます。

○議長（深見 忠生君） 町田議員。

○議員（6番 町田 正一君） あのですね、地方自治法によれば、専決処分については、さっき中村議員が言われたように非常に厳しい枠が決められております。本来、専決処分というのは議会を開けない状況にあるときなんです。それ以外について専決処分は認められてないんです。僕は、なぜ非常に危惧しとるかという、こういうことがどんどん平気でまかり通っていけば、それこそ議会のチェック機能そのものが問われる事態になるからですね。3月でやったら4月にも別に臨時議会開いて、それは当然構わないわけなんで。次からはぜひ4月に臨時議会1日あればこのくらいの予算書の審議なんかは当然できるわけなんで、それはもうぜひやってもらいたい。それから、専決処分については基本的にはもう本当ない方がいいんですけども、もちろん地方自治、こんな小さな地方自治体なんで国の財源決定が3月30日等で非常におくれたりする場合がありますから、ただし、その分についてでもやっぱ最低議会を招集して議会の議決を得るという方向を僕はもうぜひやってもらいたいと思います。それで、そういう方向で、最後に市長、答弁をお願いします。

○議長（深見 忠生君） 長田市長。

○市長（長田 徹君） 先ほども言われますように専決処分はなるべくすべきでないということは認識しているわけでございますが、地方交付税等いろいろ精査する場合でやむを得ない場合があるということは議員も御承知のとおりでございます。しかし、むやみに先ほど言う不用額、いろいろ出そうなものは3月ではある程度把握をして処理すべき問題ではあるかどうかは、このように思っております。非常に流用云々がございまして、それらも早めになるべく流用等もしないように早めにそれらを精査をして、3月議会にそういう提案を、もう要らないのなら、3月の議会にでも減額ができるような、そういう体制をとっていきたく、このように思っております。以上でございます。

○議長（深見 忠生君） 久田総務部長。

○総務部長（久田 賢一君） 4月になってから議会ということでございますけども、18年度の予算については、要するに年度を越えての補正はできないようになっておりますので、そういうことから3月末に専決をさせていただいておるところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（深見 忠生君） 以上で通告による質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑がありませんので、承認第3号についての質疑を終わります。

次に、承認第4号平成18年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、承認第4号についての質疑を終わります。

次に、承認第5号平成18年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第5号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、承認第5号についての質疑を終わります。

次に、承認第6号平成18年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、中村出征雄議員。

○議員（12番 中村出征雄君） 1点だけお尋ねをいたします。

9ページの雑入の157万円、これは議案説明の中で船舶保険でプロペラの破損に伴う保険金という説明でありましたが、これは修理に要した費用の全額であるのか、またそれとも一部であるのか、その点について御説明をお願いします。

○議長（深見 忠生君） 久田総務部長。

○総務部長（久田 賢一君） 中村議員の質問にお答えいたします。

このプロペラ破損の保険金でございますが、内訳といたしましては、プロペラの修理代、これは新品に取りかえをいたしておりますが、この経費が106万円かかっております。それから、あと、ドックへ上げる費用とか塗装代等を含めて157万円となっておりますので、全額修理費は来ているということでございます。

○議長（深見 忠生君） 以上で通告による質疑を終わります。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑がありませんので、承認第6号についての質疑を終わります。

以上で承認6件に対する質疑を終わります。

お諮りします。承認第1号壱岐市税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについてから承認第6号平成18年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについてまでの6件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号から承認第6号についてまで6件については委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案に対する討論、採決を行います。

承認第1号壱岐市税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わり、採決します。

この採決は起立によって行います。本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、承認第1号壱岐市税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについては承認することに決定しました。

次に、承認第2号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認めます。討論を終わり、採決します。

本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、承認第2号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについては承認することに決定しました。

次に、承認第3号平成18年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わり、採決します。

本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、承認第3号平成18年度壱岐市一般会計補

正予算（第9号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについては承認することに決定しました。

次に、承認第4号平成18年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わり、採決します。

本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、承認第4号平成18年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについては承認することに決定しました。

次に、承認第5号平成18年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第5号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わり、採決します。

本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、承認第5号平成18年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第5号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについては承認することに決定しました。

次に、承認第6号平成18年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わり、採決します。

本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、承認第6号平成18年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについては承認することに決定しました。

日程第8. 報告第2号～日程第12. 報告第6号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第8、報告第2号平成18年度壱岐市一般会計予算の繰越明

許費繰越計算書の報告についてから日程第12、報告第6号平成18年度壱岐市水道事業会計予算の繰越計算書の報告についての5件を一括議題とし、これから各議案に対する質疑を行います。

報告第2号平成18年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで報告第2号についての質疑を終わります。

次に、報告第3号平成18年度壱岐市介護保険事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで報告第3号についての質疑を終わります。

次に、報告第4号平成18年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで報告第4号についての質疑を終わります。

次に、報告第5号平成18年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで報告第5号についての質疑を終わります。

次に、報告第6号平成18年度壱岐市水道事業会計予算の繰越計算書の報告についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで報告第6号についての質疑を終わります。

以上で5件の報告を終わります。

日程第13．議案第53号～日程第23．議案第63号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第13、議案第53号壱岐市附属機関設置条例の一部改正についてから日程第23、議案第63号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてまでを一括議題とし、これから各議案に対する質疑を行います。

議案第53号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第53号についての質疑を終わります。

す。

次に、議案第54号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。6番、町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） 今回、議案第54号で給与に関する条例の一部改正案が出てるわけですが、御存じのように地方公務員法24条及び25条で、職員の報酬は条例で定められた以外のものについては支給することができません。質問にも書いてるんですが、この3年間、条例を何も制定せずに今まで支給しとったということになるわけですが、それについて、壱岐市になってから嘱託職員について条例の裏づけがないまま3年間支給しとったということが現実になつとるわけなんですけど、これについて総務部長、ちょっと説明をお願いします。

○議長（深見 忠生君） 久田総務部長。

○総務部長（久田 賢一君） 町田議員の質問にお答えいたします。

まず、臨時、嘱託職員の給与については、議員が言われますように条例に規定をいたしておりませんが、この臨時・嘱託職員の支給の根拠につきましては、嘱託職員にありましては壱岐市嘱託職員取り扱い要綱、臨時職員にありましては壱岐市臨時職員取り扱い要綱に基づきまして支給をいたしておったところでございます。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） 町田議員。

○議員（6番 町田 正一君） 取り扱い要綱は要綱であって条例じゃないわけです。それは総務部長も苦しい答弁をされていると思うんですけども、旧町時代からずっとですね、実はこの要綱という形で嘱託及び臨時職員に関しては報酬を支払ってきたわけですが、今回、法律上どう考えてもそれではおかしいというんで、基本的に裏づけのない報酬を支給しとったということで、別に僕はそれを返せとか何とか言いよるわけじゃないんですけども、3年間やっぱり精査してこなかったと。地方公務員法の24条と25条を見れば条例の裏づけのないそういった報酬は一切支給できないわけですよ。それをなぜ要綱みたいな形で今までやってこられたのかというのが僕も不思議でならないんです。要綱でやりましたということじゃなくて、基本的には執行部のミスだと私も思います。これについてはですね。これは言い訳できないですよ、これは条例を制定してこなかったわけですから。それについて反省の弁を、総務部長、一言お願いします。

○議長（深見 忠生君） 久田総務部長。

○総務部長（久田 賢一君） 給与条例の制定につきましては、合併時、要するにこの市条例の制定時におきまして、旧4町におきましてこういう条例等は設置をせずに要綱等で支給をいたしておる関係で、合併時の調整がうまくできていなかったということで、今回、条例の制定をお願いをいたしておるところでございます。確かに条例に基づかなければならないということござい

まして、条例の整備がおくれたということに対しましては大変申しわけなく思っております。

○議長（深見 忠生君） 町田議員。

○議員（6番 町田 正一君） 最後に嘱託職員のあり方をやっぱりきちんと見直す必要が私もあると思ってるんですよ。まあ、私は、いつも人件費を減らせ、減らせと言っていますけども、それは総体として僕は減らしてくれればいいんで、今回、次に一般質問もあるんでそこでまた取り上げますけども、嘱託職員のあり方というのをですね、本来、嘱託職員については、その仕事、ある特殊な仕事について専門性がどうしても必要だとか、どうしても人数が足らんとかいう形で嘱託を採用されるわけです。そしたら、基本的に嘱託職員が職場を異動したりとか仕事内容が変わったりとか、そういうのは基本的にはおかしいわけです。もともと嘱託職員のあり方から言えばですね。本来、嘱託職員も正直言って非常に正規の職員以上に能力を発揮されてる方も非常に多いと思います。そういう方は若いときはいいですけども、年をとって40、50になったら正規職員との格差なんか言ったら物すごい格差になってしまうわけです。そしたら、そういうのはやっぱり基本的には労働基準法の観点から言ってもおかしな話なんで。まあ、別に職員をむやみに私はふやせとは言いませんけれども、嘱託職員じゃなくて本来正規の職員として採用すべき能力のある人は正規の職員として採用すべきです。そして、嘱託の数をもう少し、もう一回やっぱり精査し直す必要があると思います。一人一人について。で、その分について市長、最後に答弁をお願いします。

○議長（深見 忠生君） 長田市長。

○市長（長田 徹君） 嘱託職員のあり方については議員が言われるようにいろいろと今後の課題と思います。そして、先ほどのこの議案でございますが、これは旧町からのことでありまして、これを正そうということで今回こういう形で提案しております。それで、嘱託職員につきましては、またいろんな形でどうしていくべきかという、これは大きな検討課題とこのようにとらえております。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） 以上で通告による質疑は終わりました。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑がありませんので、これで議案第54号についての質疑を終わります。

次に、議案第55号平成19年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑の通告がありますので、通告順によりこれを許します。19番、倉元強弘議員。

○議員（19番 倉元 強弘君） 一般会計予算の18ページで、児童福祉費についてお尋ねをいたします。

今回、3,235万円の補正が組んでありますが、これは、最近になって該当者がふえたのか、それとも当初予算の時期ではどうしても組めなかったのか、そこあたりを詳しく御説明をいただきたいと思いますが。

○議長（深見 忠生君） 山本市民部長。

○市民部長（山本 善勝君） 倉元議員の御質問にお答えします。

18ページの児童措置費の今回の補正の増の理由ということでございますが、児童手当法の一部改正が行われ、平成19年3月28日に可決成立し、ことしの4月1日に施行となったことにより今回補正計上いたしております。内容は、これまで3人目以降の児童については月額1万円でありましたが、ことしの4月から3歳未満児については第1子、第2子も月額5,000円から1万円に引き上げられることになったため金額が増加になったものでございます。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） 倉元議員。

○議員（19番 倉元 強弘君） 一緒に質問すればよかったんですが、20ページの漁港管理費についてお尋ねをします。

芦辺港ターミナルビル事業特別会計繰り出し金補正について詳しく説明をいただきたいと思いますが、782万6,000円の繰り出し金の追加になっておるわけですが、今回どうしてこういう繰り出しになるのか、そのあたりを説明をいただきたいと思いますが。

○議長（深見 忠生君） 西村産業経済部長。

○産業経済部長（西村 善明君） 倉元議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思いますが。

この件につきましては、芦辺港ターミナルの建設事業におきまして合併特例債という現年分に係るいわゆる元利償還分を一般会計で予算計上しておりましたものを芦辺港ターミナル特別会計へ今回組み替えるために繰り出し金という形でした分でございます。その内容につきましては、ターミナル会計の公債費で、元金が526万6,000円、そして、利子が255万9,729円、合計の782万5,729円という形でターミナル特別会計で予算措置をいたしておるという形でございます。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） 次に、12番、中村出征雄議員。

○議員（12番 中村出征雄君） 12番、中村。5点ほど質問をいたします。

まず、第1点目が21ページ、5款の農林水産業費、4目の畜産業費、12節の役務費50万円、今回計上されておりますが、これについては開発申請手数料という説明でございましたが、この手数料はどこに払われるのか、まずお尋ねをいたします。

同じく13節の委託料1,800万円については、堆肥センターという説明でありましたが、堆

肥センターの設置予定場所あるいは規模等がわかっておればあわせて御説明を願いたいと思います。

同じく21ページ、19節のその下ですが、負担金・補助及び交付金875万円、これは和牛共進会補助金増とありますが、再度内容の説明をお願いいたします。

次に23ページ、7款の土木費、3目の道路橋梁新設改良費、15節の工事請負費8,000万円については、市道の改良工事17路線との説明でありましたが、旧町ごとに幾つの路線になるのか御説明をいただきたいと思います。

それから、最後になりましたが、27ページ、9款の教育費、6目の文化財保護費、15節の工事請負費について、今回、九州電力様の指定寄附175万円の寄附金によりまして松永記念館の展示用パネル等設置工事費が計上されておりますが、その関係で松永記念館に旧西鉄の電車が置かれております。かなり腐食しておりまして、若干危険な状態でもあろうかと思いますが、当然再塗装等が必要ではないかと思いますが、そういった考えがないのか、あるのか。

以上、5点について説明をお願いいたします。

○議長（深見 忠生君） 西村産業経済部長。

○産業経済部長（西村 善明君） 中村議員の御質問にお答えをいたします。

まず、50万円の開発許可申請手数料でございますけれども、これは窓口が県でございますので、証紙として県の建築課の方に支払いをいたします。

次の1,800万円の堆肥センターの委託料でございますが、まず、設置場所は、芦辺町の住吉地区ということでございます。これは、今回予定をいたしておりますのが、郷ノ浦町、勝本町、そして石田町の一部というようなこと等がございまして、その中間程度になります住吉地区に設定をいたしておるということでございます。

規模でございますけれども、肉用牛にいたしまして1,000頭規模で該当します農家戸数が299戸でございます。

それから、建設をいたします施設の状況でございますけれども、まず、一時発酵処理棟を1棟、それから、戻し堆肥貯蔵施設を1棟、製品貯蔵庫を1棟ということで、大きさにいたしまして6,000平米程度の建物を建てまして、ここで堆肥を製作するという形でございます。

それから、共進会の件でございますけれども、今回の875万円の増でございますけれども、8月8日に平戸口で県の共進会がございまして。それにつきまして旅費の分でございますけれども、一応1泊2日で、250人分の1人当たり1万円ということで、これは単価につきましてはJA旅行センターが試算をいたしております金額の2分の1弱になりますけれども、2分の1以内ということで250万円、それから、10月の13日、14日に鳥取県で開催されます全国和牛共進会の旅費、これも250名分で、JA旅行センターが試算をいたしました金額の2分の1弱と

いうことで2万5,000円の625万円、合計の875万円ということでございます。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

○建設部長（中原 康壽君） それでは、7款の土木費の道路橋梁費の15節の請負費の8,000万円の内訳を申し上げたいと思います。

これは、18年度からの継続でございまして、旧郷ノ浦町が10カ所、旧勝本町が4カ所、芦辺町が2カ所、石田町が1カ所の計17路線でございます。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） 久田教育次長。

○教育次長（久田 昭生君） 松永記念館に設置されております電車の件でございますが、昭和52年に松永記念館の開館にあわせて譲り受けておりまして、その後、塗装等の塗り直し等も実施されておりますが、現状ではかなり腐食が進んでいるのは御承知のとおりでございます。確かに塗装の塗り直しも必要ではあります、現時点では塗装だけではもう無理ではなかろうかというふうに考えております。全体的に張りかえ等の必要も生じております。現在かなり腐食が進んでおりましてぼろぼろの状態でございます、今のままでは塗装はもうきかないのではなかろうかというふうに考えております。

また、この維持管理につきましては、これを再張りかえ等を全部するといえますと相当な費用も必要になってまいります。この件につきましては今後どういうふうな形で維持管理をしていくか、地元の地域住民の皆さんの御意見や、それから関係者の方の御意見等を聞きながら、撤去等も含めて今後考えていきたいというふうに考えております。

○議長（深見 忠生君） 中村議員。

○議員（12番 中村出征雄君） 再度お尋ねをしたいと思いますが、堆肥センターの建設年度と完成年度、わかっておりましたら御説明願いたいと思います。

それから、松永記念館については、当然うちの財政も大変と思います。しかしながら、いろいろ以前の古い関係者のお話聞きますと、できるならば最小限の経費でぜひとも当分の間存続してもらいたいという御要望もあるようでありますので、十分今後検討をしていただきたいと思います。

○議長（深見 忠生君） 西村産業経済部長。

○産業経済部長（西村 善明君） お答えをいたします。

堆肥センターにつきましては、19年度に用地買収を行いまして、20年度に敷地造成工事、そして、21年度に施設整備工事と機械設備を含めまして導入をしたいと。それにあわせて環境影響調査も含めまして実施するようにならしてあります。一応21年度末ということになり

ます。

以上です。

○議長（深見 忠生君） 以上で通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。市山議員。

○議員（21番 市山 繁君） 通告はしておりませんが、25ページ、7款の住宅費、15節工事請負費の700万円、これについて公営住宅建設工事請負費の増となっておりますが、どの住宅か、そして、また、どこが増になったのかということと、同じく9款教育小学校費の770万円ですか、校舎改修費の分と、それからその下9款の15節同じく工事請負費の校舎改修工事の請負費について、これらについてお願いいたします。

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

○建設部長（中原 康壽君） ただいまの件についてお答えをいたします。

土木費の7項の住宅費の15節の工事請負費でございますが、古城団地のフェンス工事が1件、それから、石田の新中尾団地の駐車場の舗装工事、それから、瀬戸浦の大久保団地の屋根の修理という3カ所を計画いたしております。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） 久田教育次長。

○教育次長（久田 昭生君） 9款の小学校費の建設工事費でございますが、箇所は瀬戸小学校のグラウンドバックネット改修工事、それから、筒城小学校の特別支援学級改修工事、それと三島小学校の長島分校の掲揚台の改修工事を予定いたしております。また、中学校費の方では、鯨伏中学校体育館特別教室の外壁補修工事、それから箱崎中学校の校舎外壁改修工事、それと石田中学校の体育館の玄関ひさしの補修工事を一応予定いたしております。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑がありませんので、これで議案第55号についての質疑を終わります。

ここで暫時休憩をしたいと思います。再開を11時10分。

午前11時01分休憩

.....
午前11時10分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑を続けます。

次は、日程第16、議案第56号平成19年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第56号についての質疑を終わります。

次に、議案第57号平成19年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第57号についての質疑を終わります。

次に、議案第58号平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第58号についての質疑を終わります。

次に、議案第59号平成19年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。13番、鵜瀬和博議員。

○議員（13番 鵜瀬 和博君） 11ページの2項施設整備費1施設整備13委託料の設計監理委託料増1,056万円についてお伺いします。増額の理由の詳細な説明を。2点目が、補正前の設計監理委託料の内容がどのような内容だったのか。3番目、市長の行政報告で工事の円滑な進捗を期すために工事監督業務の常駐化を図るとあるが、工事の円滑な進捗を期すことは当然のことであり、当初予算に計上すべきではなかったのか。この3点についてお伺いします。

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

○建設部長（中原 康壽君） ただいまの件につきましてお答えをいたします。

13の委託料でございますが、当初予算におきまして管渠の積算設計、場内の整備の積算設計と工事監督の業務ということで、3種類の設計監理委託料を当初予算でいただいていたところでございます。当初は、浄化センターの工事監督業務につきまして週1回のチェックということで、非常勤の監督業務といたしておりましたが、工程会議のなかで盛土圧密工法によりまして、どうしても毎日チェックが必要、工事を万全に期したいということで今回常駐ということで増額をお願いしているものであります。

2番目の設計監理委託料の内容はということでございますが、これは、先ほど申しましたように盛土圧密工法によりまして沈下の上下があるものですから、そのチェックをすることでござい

ます。

それから、3番目の最初から常駐とするべきではなかったかというお話でございますが、これにつきましては最初申し上げましたように週1回ということで、水産土木建設技術センターという所に監理委託設計をお願いいたしておりますが、どうしても先ほどの工法でございますので、どうしても常駐でやりたいということで、今回このようになっておるところでございます。今後につきましても万が一こういう工法がございましたら、当初から計上するようにしたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） 鵜瀬議員。

○議員（13番 鵜瀬 和博君） 今、工法、盛土の上下のチェックするために週1回が常駐ということになったということがありますけども、工法についても当初からわかっていることでありまして、今後こういった形で委託契約結んだ後の変更についてはもう少し慎重に内容を検討する必要があるかと思えます。そうしなければ万が一事故が起こったときにどうしてもこちらの不行き届きでいろいろと補償もかかってくるでしょうし、最初の契約時点での結局確認漏れということでもよろしいんですか。

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

○建設部長（中原 康壽君） 確認漏れではなくて、一応盛土の落ち着きが出たので工事を発注したということで、週1回ぐらいのチェックということで考えておったが、どうしても工程会議で床掘りを始めた結果、どうしてもやっぱり沈下が出るということで常駐ということになっております。先ほど言われましたようにこういう工法につきましてはよく十分検討いたしまして当初予算でお願いするように今後は注意をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（深見 忠生君） 鵜瀬議員。

○議員（13番 鵜瀬 和博君） 工事の追加については、どうしても委託料については当初の入札等の関係からすれば金額的には高くなるので、今後とも、今、部長が言われましたとおり当初からそういった形で詳細に計画をされて実行されるよう強く要請をしておきます。

終わります。

○議長（深見 忠生君） 以上で通告による質疑は終わりました。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑がありませんので、これで議案第59号についての質疑を終わります。

次に、議案第60号平成19年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第60号についての質疑を終わります。

次に、議案第61号過疎地域自立促進計画（変更）の策定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、議案第61号についての質疑を終わります。

次に、議案第62号沼津A辺地、石田辺地、印通寺辺地、武生水B辺地（変更）、武生水C辺地（変更）及び本宮辺地（変更）に係る総合整備計画の策定について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第62号についての質疑を終わります。

次に、議案第63号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第63号についての質疑を終わります。

以上で議案に対する質疑を終わります。

これより市長提出案件の委員会付託を行います。

議案第53号、議案第54号、議案第56号から議案第63号まで、お手元に配付の議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託します。

お諮りします。議案第55号は、10人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、この委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、10人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によってお手元に配付しました名簿のとおり、音嶋議員、坂本議員、鶴瀬議員、町田正一議員、瀬戸口議員、近藤議員、深見議員、豊坂議員、牧永議員、小園議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会の委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

次に、予算特別委員会の正副委員長を決定する必要がありますので、委員会条例第10条第1項の規定により、直ちに予算特別委員会を招集します。

委員会において委員長及び副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いします。

委員長及び副委員長の互選に関する職務は、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の委員が行うことになっておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、委員会の場所は、第1会議室と定めます。

それでは、しばらく休憩をいたします。

午前11時20分休憩

.....
午前11時27分再開

○議長（深見 忠生君） 再開します。

予算特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので御報告いたします。

予算特別委員長に10番、豊坂敏文議員、副委員長に5番、坂本拓史議員に決定いたしましたので御報告いたします。

日程第24、陳情第3号

○議長（深見 忠生君） 日程第24、陳情第3号最低賃金の引き上げに関する陳情を議題とします。陳情第3号は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託します。

○議長（深見 忠生君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これで散会します。

午前11時27分散会